別紙1-1

厚生労働省発基労第 0221001 号

労働政策審議会 会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素 中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につ いて、貴会の意見を求める。

平成20年2月21日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の

一部を改正する省令案要綱

第一

労働

者災害

補

償

保

険

法

施

行

規

則

 $\mathcal{O}$ 

部

改正

一 通勤災害保護制度の見直し

逸脱 又は 中断 の 間 を除 き、 通勤災害保護制度の対象とする日常生活上必要な行為として、 要介護状態

にあ る配 偶者、 子、 父母、 配 偶者 0 父母 並 びに 同居 Ļ か つ、 扶養 して ζ, · る孫、 祖父母及び兄弟姉妹の

介護 継 続 的 に 又 は 反 復 L て 行 わ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を加えるものとすること。

二 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

常時介護に係る介護補償給付 一及び介護 護給付について、 介護に要する費用として支出した費用がその

額 を超 えるときに支給 す る額 を、 月 額 +万 兀 千 九 百六十円 **(**現 行 + 万 匹 千五 百 九 十円) に、 介護 に 要

する費 用を支出 L て介護を受け た日 が な 1 場 合 等 で あ って、 親族又 へはこれ に準ず る者による 介 護 を受

け た 日 が あるときに支給する額を、 月額五万六千九百三十円 (現行五万六千七百十円) に改めるもの

とすること。

(\_\_) 随時 介護に係る介護補償給付及び介護給付につい て、 介護に要する費用として支出した費用 がその

額 を超 えるときに支給す る限 度 額 を、 月額 五 万二千 匹 百 八 十円 (現行 五万二千三百円) に、 介護 に 要

する費用を支出して介護を受け た日 がない場合等であって、 親族又はこれに準ずる者による介護を受

け た日が あるときに支給する額を、 月額二万八千四百七十円 (現行二万八千三百六十円) に改めるも

のとすること。

三 二次健康診断等給付に係る検査項目の見直し

次健 康 診断 に お *(* \ て血圧検査、 血. 血液検査 |その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発

生に か か わ る身体 の状態に関する検査 0 いずれ 0 項目に、 も異常 の所見が あると診断され た労働 者 に対

7 は二次 健 康 診 断 等 給付を行うこととなるところ、 当 該 次健 康診 断 に お け る検 査 項 目 を 次  $\mathcal{O}$ よう

に改めるものとすること。

1 血. 清 総 コ V ステ 口 1 ル 0 量 の検査に代えて、 低比重リポ蛋白コレステロ ール L D L コ レ ステロ

ール)の量の検査を定めること。

口 В M I の 測定を腹囲の検査 又 は B M Iの測定に改めるものとすること。

(\_\_)  $\mathcal{O}$ 二次 血 清 健 総 康 コ 診 レ 断として行う脳血管及び ス テ 口 ル  $\mathcal{O}$ 量  $\mathcal{O}$ 検 査 に 心臓 代えて、  $\mathcal{O}$ 状態を把握するため 空腹 時  $\mathcal{O}$ 低 比 重リポー に必要な検査 ・ 蛋た 白 コ レ ステ 可目に 口 ついて、 ル  $\widehat{\mathbb{L}}$ D 空腹時 L コ

ステロール)の量の検査を定めるものとすること。

四 職場意識改善助成金の創設

1

ず

れ

に

ŧ

該

当す

る中

小

事

業

主

(そ

 $\mathcal{O}$ 

資

本

金

 $\mathcal{O}$ 

額

又

は

出資

 $\mathcal{O}$ 

総

額

が三

信

円

介

売

業

又

は

サ

ピ

ス

業

を

主

労働 者 災 害 補 償 保 険 法第二十 九 条 の社会復帰 促進等事業として、 職場意識改善 助 成 金を創る 設 次の

たる事業とする事業主につい --は五千万円、 卸売業を主たる事業とする事業主につ いては 億円) 以下

で あ る事業主及びその常時 使用する労働 者 の数が三百人 (小売業を主たる事業とする事業主に 0 V ては

五. 十 人、 卸 売 業 又は サ ] ピ ス 業 を主た る事 業とする事 業主 に つ ١, ては 百 人 以下である事 業 主 を · う。

以下同じ。)に対して、支給するものとすること。

(-)次の 7 ず ħ にも該当する中 小 事 業主であると都道府県労働局長が認定したものであること。

イ 労働 時 間等 の設定  $\mathcal{O}$ 改善に 向 け た職場 12 おけ る意識  $\mathcal{O}$ 改善 (以 下 「職場意識改善」 という。 に

積 極 的 に 取 り組むこととしていること。

口 職 場 意 識 改善 に に係る(1に掲げ げ る実 施 体 制 の整: 備  $\mathcal{O}$ た 8) O措 置、 (2に掲げる職 場意 識 改善  $\mathcal{O}$ ための

措 置 及 び (3)に掲 げ る労働 時 間 等  $\mathcal{O}$ 設 定  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 措 置 を 記 載 L た 計 画 を 作 成 Ļ 当 該 計 画 を 都

道 府 県労 働 局 長 に 届 け 出 7 1 る ŧ 0) で あること。

労働

時

間

等

 $\mathcal{O}$ 

設

定

 $\mathcal{O}$ 

改

善

に

. 関

す

る特

別

措置法

第七条第

項に規定する労働時

間等設定改善委員

(1)会  $\mathcal{O}$ 設 置 等労 働 時 間 等  $\mathcal{O}$ 設 定  $\mathcal{O}$ 改 善を効果的 に 実施 す うるため に 必要な体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 並 び に そ (T) 雇 用

する労 働 者 カン 5  $\mathcal{O}$ 労 働 時 間 等 12 関 す Ź 個 々  $\mathcal{O}$ 苦 情、 意 見 及 び 要望 を受け 付 け る た め  $\mathcal{O}$ 担 .当者  $\mathcal{O}$ 選

任

(2)そ 0 雇 用 する労働者 への当該 計 画 0) 周 知 及び 職 場意 識 改善 のため 0 研 修 0 実 施

(3)労働 基 準 法 公第三十. 九 条  $\bigcirc$ 規定 に ょ る年 次 有 給 休 暇  $\mathcal{O}$ 取 得  $\mathcal{O}$ 促 進  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 所定外労働 の削

減  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 措 置 及 び 労 働 時 間 等  $\mathcal{O}$ 設定  $\mathcal{O}$ 改 善  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 次 に 掲 げ る 1 ず れ カン 0) 措 置

(i) 労働 者 0 多様 な 事 情 及 び 業務  $\mathcal{O}$ 態 様 に応 じ た労働 時 間  $\mathcal{O}$ 設定

(ii) 子の養育 又は家族 の介 護を行う労働者その 他 0 特 に 配 慮を必要とする労働者 に対す うる休暇 0

## 付与その他の必要な措置

- (ii) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置
- (\_\_) (<u>一</u>) の ロ に .規定<sup>`</sup> す る計画 に 基づく措 置 |を効| 果 的 に 実 施 したと認 め 5 ń る中 小事 業主であること。
- (三) 一及び二に規定する措置 0) 実 施 の状況を明ら か にする書 |類を整 備 L て ۲, る中 小事業主であること。
- 第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則 の — 部改正

炭 鉱災害による一 酸化炭 秦中毒 症について労災保険  $\mathcal{O}$ 療 養 (補償) 給付を受けて V) る者であって常時 介護

を必要とするも  $\mathcal{O}$ に支給す ,る介護. 料  $\mathcal{O}$ 額を、 介 護  $\bigcirc$ 程 度に 応じて 月 額 五. 万六千九 百三十 点 兀 万二千七

百円又は二万八千四百七十円 (現行五万六千七百十円、 四万二千五百三十円又は二万八千三百六十円)

に、 介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、 介護 の程度に応じ

て 月. 額十 万 四 千 九 百六十円、 七万八千七 百二十円又は 五. 万二千四 百八十円 (現行· 1十万四 千五 百九 十一円、

七 万 八千 · 四 百 匹 十円 又は五万二千三百円) に改めるものとすること。

## 第三 施行期日等

この 省令は、 平成二十年四 月 一 日 から施行するものとすること。